

わんこ情報室

～これからの時代を生きるみんなへ～

令和4年【No.9】

岩手県教育委員会事務局
学校教育室生徒指導担当



こくっち

SNSで**誹謗中傷**（ひぼうちゅうしょう）すると、どんな罪に問われるのでしょうか？SNSなどで特に問題となっている「誹謗中傷」は、「嘘の情報や「証拠がない」にも関わらず、特定の人を罵（ののし）ることを指します。「誹謗中傷は良くない」と誰しもが思い、他人事と思われがちですが、ネットの世界では自分も加害者になる可能性があります。

侮辱罪（ぶじょくざい） 刑法 231 条

事実を適示せず、公然と人を侮辱すること。

詳しく解説すると、

- 事実を適示せず→具体的事実の指摘なしに
- 公然と→不特定多数に向けて
- 侮辱→侮辱的価値判断をすること

「バカ・アホ・キモい」などの表現は、具体性がなく、主観による誹謗中傷であり、侮辱罪に該当しますよ。



おもっち

SNSへ書き込まれた被害者が訴えを起こして侮辱罪が成立した場合は、次のような罰則が適用されることがあります。



うにっち

SNSに関連した事件が多く発生し、心無い書き込みで命を落とす人もあとを絶ちません。そこで、今年6月（令和4年6月13日）には、「侮辱罪の厳罰化」の法整備がされました。



そばっち



とふっち

その内容が以下のとおりです。

拘留（こうりゆう）
1年以下の懲役・禁錮

科料（かりょう）
30万円以下の罰金

その他
控訴時効は3年



115年ぶりの改訂ということで大きな変化と言えます。

（参考）

115年前に制定された「侮辱罪」が厳罰化で改正案可決成立
<https://prtimes.jp/story/detail/ZrXemDtk4jb>

★いじめ問題などの相談窓口（児童生徒/保護者対象）

文部科学省 24時間子供SOSダイヤル…0120-0-78310

★インターネット上の悪口、無断掲載などの相談窓口

法務局・地方法務局

子どもの人権110番…0120-007-110（受付時間：AM8：30～PM5：15）

★買い物などでお金についてのトラブル

消費者庁 消費者ホットライン…188